

2 廢対第 3 7 4 1 2 号
令和 2 年 9 月 1 6 日

一般社団法人 香川県産業廃棄物協会
会長 松本 英高 様

香川県知事 浜田 恵造

催物（イベント等）の開催制限について

本県では、「準感染警戒期における対策（9月12日以降）について」により、県民の皆様、事業者の皆様に対し、各種の協力依頼をしているところですが、そのうち「3. 催物（イベント等）の開催」について、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の議論を踏まえ、「11月末までの催物の開催制限等について」が示されたことを受け、本県においても、国の方針に沿って見直しを行うこととしました。

貴職におかれましては、引き続き、「準感染警戒期における対策（9月12日以降）について」（別紙1）に沿って、適切な感染防止対策を講じていただくとともに、イベントの開催にあたっては、「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針（9月19日以降）について」（別紙1の別添7）及び「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」（別紙1の別添8）に御留意いただき、適切な感染防止対策を講じた上で開催していただきますようお願いいたします。

(問合せ先)
香川県環境森林部廃棄物対策課
産業廃棄物対策グループ 福田
電話: 087-832-3223
e-mail: haitai@pref.kagawa.lg.jp